

第 5980 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行  リーダスクラブFAXニュース  (2018年)平成30年 6月19日 火曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## 法定監査

**Q**：法定調書の調査をしたいと税務署から連絡がありました。どんな調査なのですか？

**A**：法定監査という調査で、法定調書合計表の内容を確認する調査です。

### 【解説】

お尋ねの調査は、法定監査といわれるものです。昨年あたりから、少し増えているようです。

監査とはいいますが、税務調査の一種で、法律上は質問検査権の対象範囲となっているものです。

法定監査は、法定調書の提出義務者に対して、法定調書を漏れなく、誤りなく提出しているかどうかを確認するもので、通常の調査のように間違いがあったら、税金が徴収されるというものではありません。

また、法定監査からそのまま通常の調査に移行するというのも基本的にありません（通常の調査に移行するには、事前通知などの手続きを踏まなければなりません）し、調査も通常の税務調査をする調査官とは別の法定監査をする調査官になっています。

実地調査が終了して、提出漏れや金額の間違いがあった場合は、支払調書などを提出又は金額を修正して再提出して調査は終了になります。通常の税務調査のように「調査の終了の際の手続」はありません。

なお、この法定監査は、通常の調査で行われる事前通知はしなくてよい（実務的にはされています）こととなっています。

